

# 新型コロナウイルス感染症に係る協会けんぽの保険料猶予等の対応

## 1. 保険料関係

### ① 保険料の猶予

- 令和2年2月1日以降における、一定期間（1か月以上）において、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減）があった方について、保険料を無担保かつ延滞金なしで、1年間納付を猶予することとされた。
- 8月28日時点で健康保険料及び介護保険料計で1,050.3億円の納付が猶予されている。

### ② 特例随時改定

- 緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別な状況に鑑み、令和2年4月～7月に休業があった者について、通常の手続き（随時改定）であれば、報酬の低下後4か月目から標準報酬月額・保険料が減額されるどころ、翌月から減額改定できる特例が実施された。
- 現在、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の感染状況を踏まえ、本年12月まで特例措置が延長されることとなった。
- 8月28日時点で、日本年金機構において約2万事業所から申請を受理し、約1.5万事業所、19万人について特例改定を承認。※健保組合加入者を含んだ数字

## 2. 傷病手当金関係

- 傷病手当金の速やかな支給のため、厚労省からの事務連絡を踏まえ、以下の対応を実施した。
  - ・発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服することができなかった期間として取扱う。
  - ・やむを得ず、医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、労務不能と認め支給。

# 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年11月12日時点

👉クリックするとHPに飛びます

世帯や個人の皆様

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	申請受付終了	一律 <b>1人</b> 当たり <b>10万円</b> 申請は郵送又はマイナポータルで	—
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	実施中	児童手当受給世帯に対して子ども <b>1人</b> 当たり <b>1万円</b> 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで
	生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金	実施中	児童扶養手当受給世帯等に対して <b>5万円</b> （第2子以降は <b>+3万円</b> ） さらに、収入減の場合 <b>+5万円</b>	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)
	休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	実施中	中小企業で働く従業員に対して月額最大 <b>33万円</b> を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00,休日8:30-17:15)
	休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則 <b>3か月</b> ,最長 <b>9か月</b> 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日 9:00-21:00)
	アルバイト収入減で学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	実施中	大学・短大・高专・専門学校生等 <b>1人</b> 当たり <b>20万円</b> (住民税非課税世帯) <b>10万円</b> (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
貸付	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金	実施中	最大 <b>80万円</b> (二人以上世帯) 最大 <b>65万円</b> (単身世帯) ※延長すれば、最大140万円、110万円	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00)
	収入減で保険料が払えない	国民健康保険料等の減免	実施中	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免 <small>リンク先ページのP13をご覧ください</small>	各市区町村の窓口まで
猶予・減免	生活が苦しくて税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税 — 国税局猶予相談センターまで 地方税 — 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 — 各事業者まで

👉詳細はこちらをクリック

👉詳細はこちらをクリック

👉国税の詳細はこちらをクリック

給付	<p>売上が半分以下※ で事業の継続が難しい ※1～12月のどの月でも</p>	<p>実施中</p> <p>持続化給付金</p>	<p>中小法人等 最大<b>200万円</b> フリーランス含む個人事業者 最大<b>100万円</b> 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年新規創業者向けの申請も開始</p>	<p>持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 (土、祝日除く8:30-19:00)</p>	<p>☞ 詳細はこちらをクリック</p>
	<p>家賃の支払いが難しい</p>	<p>実施中</p> <p>家賃支援給付金</p>	<p>一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大<b>600万円</b>※1 個人事業者等 最大<b>300万円</b>※2 ※1 最大100万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6ヵ月分 ※2 最大50万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6ヵ月分</p>	<p>家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (土、祝日除く8:30～19:00) 7/15～申請サポート会場も順次開設</p>	<p>☞ サポート会場の詳細はこちらをクリック</p>
助成	<p>雇用を維持できない</p>	<p>実施中</p> <p>雇用調整助成金</p>	<p>雇用を維持する中小企業は <b>一律10割</b>助成 日額上限8,330円→<b>15,000円</b>に引上げ</p>	<p>お近くの都道府県労働局 またはホームページまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00) 8月25日からオンライン申請開始</p>	<p>☞ オンライン申請の詳細はこちらをクリック</p>
	<p>事業再開に向けた投資をしたい</p>	<p>実施中</p> <p>持続化補助金</p>	<p>小規模事業者に<b>最大150万円</b>を補助 〔最大100万円までを<b>最大3/4</b>補助、 最大<b>50万円</b>を定額補助 ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円〕</p>	<p>お近くの商工会 または商工会議所まで</p>	
貸付	<p>売上減で 資金繰りが厳しい</p>	<p>実施中</p> <p>実質無利子・ 無担保融資</p>	<p><b>3年間無利子、最長5年間元本据置</b> 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可に</p>	<p>日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設置 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)</p>	
猶予・減免	<p>売上減で 税、社会保険料が難しい</p>	<p>実施中</p> <p>国税、地方税、 社会保険料の納付猶予</p>	<p>売上が一定程度減少の場合、 1年間、<b>無担保かつ 延滞税なし</b>で猶予</p>	<p>国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 各轄の年金事務所、各都道府県労働局</p>	<p>☞ 国税の詳細はこちらをクリック</p>
	<p>売上減で 固定資産税が払えない</p>	<p>実施中</p> <p>固定資産税・ 都市計画税の減免</p> <p>リンク先パンフのP73をご覧ください</p>	<p>売上が一定程度減少の場合、 来年度は <b>2分の1</b> 又は <b>ゼロ</b> に減免</p>	<p>相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30～17:00)</p>	